

# 杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金交付要綱

平成26年6月6日

告示第108号

## (目的)

第1条 この告示は、次世代自動車等を導入する者に対し、予算の範囲内で杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金（以下、「補助金」という。）を交付し、地球温暖化対策の推進及び大気汚染の改善を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、杉戸町補助金等の交付手続等に関する規則（平成11年杉戸町規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

## (定義)

第2条 この告示における次世代自動車等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド自動車
- (3) V2H

## (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、町内に住所を有し次世代自動車等を導入する者とする。

## (補助対象)

第4条 補助対象及び補助金の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

## (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金交付申請書（様式第1号）に別表第3に定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、当該年度の2月28日（当該日が休日に当たるときは、当該休日前の開庁日）とする。ただし、町長が必要と認めるときは、提出期限を変更することができる。

## (補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、

補助金の交付又は不交付を決定し、杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助対象者」という。）は、当該補助金の交付決定に係る車両登録、納車又は機器の設置を変更し、若しくは中止しようとするときは、あらかじめ、杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金変更（中止）申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（変更又は中止の承認）

第8条 町長は、前条に規定する変更又は中止の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定し、杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金変更（中止）承認書（様式第4号）により、補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助対象自動車の自動車検査証の交付日又は補助対象機器の設置日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月24日のいずれか早い期日までに杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に、別表第4に定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条に規定する通知を受けた補助対象者は、杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金交付請求書（様式第7号。以下「請求書」という。）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第12条 町長は、補助対象者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた

ことが判明したときは、交付決定を取り消すとともに、既に交付した補助金を返還させることができる。

(財産処分の制限)

第13条 規則第19条第2号に規定するその他町長が定めるもの（処分制限財産）は、補助事業により取得した車両又は設備とする。

2 規則第19条ただし書に規定する町長が定める期間（財産処分制限期間）は、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車は自動車検査証の交付後4年間、V2Hは機器の設置後5年間とする。

3 補助対象者は、規則第19条の規定に基づき補助事業により取得した財産の処分について承認を得ようとするときは、杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金に係る財産処分承認申請書（様式第8号）により、町長に承認の申請をしなければならない。

4 町長は、財産処分制限期間が経過するまでの間に財産の処分を承認しようとする場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(補助金の交付申請の特例)

2 平成26年4月1日から平成26年7月22日までの間に第4条第1項で規定する自動車の新車新規登録をした者は、同条第2項の規定にかかわらず、補助金の交付申請をすることができる。この場合におけるこの告示の適用は、次の表のとおり読み替えて適用するものとし、第8条から第11条の規定は適用しない。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項	(様式第1号)	(様式第9号)
	(1)契約書又は注文書の写し (2)補助対象車両の概要(車両	(1)契約書又は注文書の写し (2)支払証拠書類の写し

	<p>総重量、最大積載量、形式等) 分かる書類</p> <p>(3) その他町長が必要と認めるもの</p>	<p>(3) 自動車検査証の写し</p> <p>(4) 写真 (ナンバーが分かるもの)</p> <p>(5) その他町長が必要と認めるもの</p>
第6条第2項	<p>当該年度の2月28日 (当該日が休日に当たるときは、当該休日前の開庁日) とする。</p> <p>ただし、町長が必要と認めるときは、提出期限を変更することができる。</p>	<p>平成26年7月31日までとする。</p>
第7条	<p>杉戸町次世代自動車普及促進対策補助金交付・不交付決定通知書 (様式第2号) により</p>	<p>交付と決定したときは杉戸町次世代自動車普及促進対策補助金交付決定兼確定通知書 (様式第10号) により、不交付と決定したときは杉戸町次世代自動車普及促進対策補助金不交付決定通知書 (様式第11号) により</p>
第12条	<p>前条に規定する通知</p>	<p>附則第2項の読み替え規定により、第7条で定める杉戸町次世代自動車普及促進対策補助金交付決定兼確定通知書</p>

別表第1 (第4条関係)

補助対象	
電気自動車	<p>搭載された電池によって駆動する電動機のみを原動機とした内燃機関を併用しない検査済自動車 (道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第60条第1項の規定に</p>

	よる自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)
プラグインハイブリッド自動車	搭載された電池によって駆動する電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
V2H	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に充電し、及び電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に搭載された電池と宅内の分電盤を接続することで電気を相互に供給することが可能な設備をいう。

別表第2（第4条関係）

補助対象	補助金の額	備考
電気自動車	5万円	1回の申請につき、1台までとする。
プラグインハイブリッド自動車	5万円	
V2H	5万円	1回の申請につき、1設備までとする。

別表第3（第5条関係）

補助対象	町長が必要と認める書類
電気自動車	1 導入費が明記されている見積書等 2 規格等がわかるカタログ等
プラグインハイブリッド自動車	
V2H	1 導入費が明記されている見積書等 2 規格等が分かるカタログ等 3 導入場所の略図及び配置図 4 システムの導入工事着工前の現況写真

別表第4（第9条関係）

補助対象	町長が必要と認める書類
------	-------------

電気自動車	1 導入費にかかる領収書等の写し
プラグインハイブリッド自動車	2 自動車車検証の写し 3 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第19条の規定による自動車登録番号標が分かる写真
V2H	1 導入費にかかる領収書等の写し 2 導入工事施工中及び完了後の写真